令和5年度 糸魚川市立西海小学校いじめ防止基本方針

糸魚川市立西海小学校

はじめに

当校のいじめ及びいじめ類似行為(以下「いじめ」という)の防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律 71 号、以下「法」という)第 13 条の規定に基づき、この「糸魚川市立西海小学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)」を策定する。

第1章 いじめの防止等の対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、それを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、当校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるそれらを認識しながら これを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児 童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行う。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。また、当該児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

- (2) いじめの認知
 - ① 一面的な言葉や態度だけで判断せず、当事者同士の関係性に着目して判断する。いつも同じ子が標的になっているような場合は、本人がいじめと認めなくても、いじめと疑って対応する。
 - ② 好意による言動で相手を傷つけてしまった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教員の 指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応する。

3 いじめの防止等のための青務

いじめは、どの学校にも、どの子にも起こりうるものであり、誰もが「いじめる側・いじめられる側・観衆や 傍観者」になる可能性がある。したがって、当事者同士の問題としてだけでなく、集団の問題として扱うことと、 家庭や地域、関係諸機関と連携し、いじめを起こさない風土づくりに努めていく。

- (1) 学校の責務
 - ① いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、児童が安心して生活できる学校づくりを進める。
 - ② いじめを防止する取組を、児童が主体となって実践できるように指導、支援する。
 - ③ 教育委員会や警察等と連携し、いじめの未然防止・早期発見・即時の組織対応をする。
- (2) 保護者の責務
 - (1) 保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行う。
 - ② 保護する児童がいじめを受けた場合には、学校と連携し、適切にいじめから保護するものとする。
- (3) 児童の役割
 - ① 児童等は、自らを大切にし、一人ひとりの違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。
 - ② 児童等は、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織の設置

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うための組織(以下「組織」という。) として、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

構成員は、校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任とし、その他必要に応じて専門的な知識を有する者や学校関係者で組織する。

(2) 役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ② いじめまたはいじめの疑いや問題行動に関する情報の収集と記録及び情報の共有
- ③ いじめまたはいじめの疑いや問題行動に関する相談、通報の窓口
- ④ 関係児童への支援、指導体制及び方針の決定、家庭・関係機関との情報の共有と連携

2 いじめの防止等のための対策

- (1) いじめの防止のために
 - ① 学校の重点取組の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
 - ② 教育活動全体を通して、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。
 - ③ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
 - ④ 学級活動や道徳の時間を中心にして、情報教育を行い、情報モラルを育成する。
 - ⑤ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。
 - ⑥ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。そのために、年度当初、糸魚川市立西海小学校いじめ防止基本方針の説明、いじめ相談窓口の明示、スクールカウンセラーの紹介等を、PTA総会、学校HP等をもって行う。
- (2) いじめの早期発見・早期対応のために
 - ① いじめを早期に発見するため、在籍する児童及び保護者に定期的なアンケートを実施する。
 - ・ 児童対象のいじめアンケート調査(毎月、随時)
 - ・ 児童対象の教育相談を通じた調査(各学期1回、随時)
 - ・ 保護者対象のいじめアンケート調査 (7・12月、随時)
 - ② 児童及び保護者に対して、いじめに関する相談窓口を明示し、相談体制を整備する。
 - ③ 教職員相互が児童の情報交換を密に行い、いじめの情報について共有する。
 - ④ スクールカウンセラーや教育相談員と直接的な連携を図る。
 - ⑤ いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。
- (3) いじめへの対処
 - ① いじめを認知し、またはいじめの通報を受けた場合には迅速かつ組織的に対応する。
 - ② 関係児童への聴き取りを複数の職員で迅速に行い、いじめの全体像を把握する。
 - ③ 調査で明らかになった事実関係について関係児童及び保護者へ適切な方法で説明する。
 - ④ いじめを受けた児童及び保護者に対して、心身ともに安心して学校生活を送ることができるように努める。
 - ⑤ いじめを行った児童に対して、抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、謝罪の 気持ちをもてるように指導する。
 - ⑥ いじめの調査に係わる情報や資料を確実に保管する。

第3章 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは
 - ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合。(相当の期間とは年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- ③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2) 重大事態発生時の対応

重大事態に係わる情報を迅速に収集・整理していじめの概要を把握した後、市教育委員会へ報告する。また、重大事態につながる恐れのある事案についても同様に対応する。

≪いじめ及び問題行動への対応≫ 問題発生 ① 発見者はいじめの相談及び情報を入手した段階で、生活指導主任及び管理職へ報告 情報収集 当該児童への事実確認(担任・生活指導主任・教頭・養護教諭) 速報報告 速やかに市教委へ電話報告後、市教委の指示により事故速報を作成し報告(教頭) 校内いじめ・不登校対策委員会の実施(関係職員による情報交換) ① 事実確認・情報の共有 ② 被害児童への心のケア及び支援方針の確認 ③ 加害児童への指導方針の確認 事実確認 対応協議 ④ 被害児童保護者との面談内容の確認(事実関係と対応説明) ⑤ 加害児童保護者との面談内容の確認(事実関係と対応説明) ⑥ 学級及び全校への指導方針の確認 └⑦ 全保護者への報告と啓発(保護者会の開催)の有無および内容について確認 事実報告 事故報告書を作成し、書面で市教委へ報告(教頭) 情報共有 全職員への事実の概要と対応の説明及び確認 *当該児童等への指導等と前後する場合がある。 ① 被害児童への心のケア及び支援(担任・生活指導主任・養護教諭・SC) ② 加害児童への指導(担任・生活指導主任・教頭・SC) *可能な限り当日中 関係児童及び ③ 被害児童保護者との面談(校長・生活指導主任・担任)* " ④ 加害児童保護者との面談(校長・生活指導主任・担任)* 保護者対応 (5) 学級及び全校への指導(生活指導主任・担任) ⑥ 全保護者への報告と啓発(校長・教頭・生活指導主任・担任)*事態によっては後日

事実報告

事後対応

対応を含めた事故報告書を作成し、書面で市教委へ報告(教頭)

情報共有 全職員への事実の概要説明、再発防止策を含む事後対応についての指導方針の確認

① 校内いじめ・不登校対策委員会の実施(再発防止策検討)

③ 当該児童保護者との連携(解消まで及び解消後の継続的な情報交換)* "

- ④ 学級及び全校への指導(発達段階に応じた再発防止策の検討・実践)
- 学房 WHYTT バナサムチョク 数家体 しの事権投ル
- ⑤ 家庭・地域及び市教育委員会、警察等との連携強化

《職員の主な役割》 ※生活指導主任の指示のもと、関係児童への聞き取りを行う 校長(職員への指示、市教委への経過報告) 教頭(保護者・マスコミ対応、PTAとの連携)

生活指導主任(情報の統括、報告書の作成、全職員への情報共有) 当該担任(情報収集、当該児童及び学級への指導)

≪いじめ防止等のための年間計画≫

	教職員の取組	児童対象の取組	保護者・地域住民対象の取組
4	○学校いじめ防止基本方針研修	○人権教育の充実 (通年)	○いじめ見逃しゼロ県民運動 (通年)
	○児童情報交換会(通年:毎週木曜)	○学年目標と計画づくり	○いじめ防止対策の説明と広報
	○児童理解研修①	○学級組織とルールづくり	・西海小学校いじめ防止基本方針の説明
		〇異学年交流 (通年)	・いじめに関する相談窓口の明示
		○学校生活アンケート①	・スクールカウンセラーの紹介
		○全校遠足	○学習参観①・学年懇談会
			○地域及び家庭確認
			○PTA活動の充実(通年)
5		○学校生活アンケート②	○スポーツフェスティバル協力
		○スポーツフェスティバル	
6	○保小連絡協議会①	○学校生活アンケート③	○学習参観②
	○教育相談①	○中学校区小小交流会(6年)	
	○市学級づくり研修①への参加	○Hyper-QU①	
7	○学校評価 (前期)	○学校評価児童アンケート①	○学校評価保護者アンケート①
	○児童理解研修②(Hyper-QU分析)	○1学期の振り返り	○学習参観③・学年懇談会
		○夏休みの生活指導	
8	○保小連絡協議会②	○家庭・地域での活動の充実	○家庭・地域での健全育成
9		○市親善陸上大会(6年)	○学習参観④
		○学校生活アンケート④	
10		○学習発表会	○学習発表会協力
		○中学校体験入学①(6年)	
		○学校生活アンケート⑤	
11	○保小連絡協議会③	○学校生活アンケート⑥	○中学校説明会(保護者対象)
	○教育相談②	○Hyper-QU②	
		○いじめ見逃しゼロ強調月間	
12	○学校評価(後期)	○学校評価児童アンケート②	○個別面談
	○市学級づくり研修②への参加	○2学期の振り返り	○学校評価保護者アンケート②
	○児童理解研修③(Hyper-QU分析)	○冬休みの生活指導	
1	○教育相談③	○学校生活アンケート⑦	
		○中学校体験入学②(6年)	
2	○小中情報交換会	○学校生活アンケート⑧	○全校スキー教室協力
		○移行学級	
3	○卒業・進級認定会	○学校生活アンケート⑨	○学習参観⑤·学年懇談会
	○新年度体制づくり	○年度の振り返り	○卒業式
		○卒業式	
		○春休みの生活指導	